

令和2年8月
診療分から

重度障がい者(児)医療費助成制度 「外来の現物給付化」 を導入します

重度障がい者(児)医療費助成事業は、働くことが困難な重度障がい者等の負担軽減を図るため、医療費の助成を行っているものです。

現在外来分については、受給者が医療機関で支払った額について、市町村から1,000円/月を超える額を還付しています。

◎見直しの内容：既に乳幼児医療等で実施済みの「外来の現物給付化」を導入
※入院は既に現物給付です。

◎実施時期：令和2年8月診療分から実施

◎自己負担額：受診する1医療機関ごとに月500円上限※(調剤を含む)
※受給者がお住まいの市町村により金額が異なる場合があります。
詳細は、別途案内します。

◎実施主体：県内全ての市町村

◎助成対象者：公費番号95の受給者証をお持ちの方。今後、市町村が新たに現物給付に対応した受給者証を発行します。

医療提供施設の皆様へのお願いと周知事項

◎診療報酬の請求等に関して、システム改修等が必要な場合があります。8月の実施に向けて必要な対応をいただきますようお願いいたします。

◎乳幼児医療と同様、薬剤分の自己負担はありません。

◎現在、事務取扱要領を作成しています。別途案内します。